（義務表示）

第十条　食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

［一～十三　略］

十三の二　無菌充填豆腐に関する事項

［十四～三十　略］

［2～4　略］

（義務表示の特例）

第十一条　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

［略］	［略］
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン（L－フェニルアラニン化合物を含む旨　乳児用規格適用食品である旨　即席めん類に関する事項　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項　鯨肉製品に関する事項 冷凍食品に関する事項　ミネラルウォーター類に関する事項　冷凍果実飲料に関する事項
2　［略］	

（義務表示）

第十条　食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

［一～十三　同上］

［号を加える。］

［十四～三十　同上］

［2～4　同上］

（義務表示の特例）

第十一条　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

［同上］	［同上］
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン（L－フェニルアラニン化合物を含む旨　乳児用規格適用食品である旨　即席めん類に関する事項　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項　鯨肉製品に関する事項 冷凍食品に関する事項　容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項　缶詰の食品に関する事項　ミネラルウォーター類に関する事項　冷凍果実飲料に関する事項
2　［同上］	